

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 陳情の審査

- (1) 陳情第158号 重度障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書の提出を求める陳情

資料1 川崎市の重度障害者医療費助成制度について

資料2 国への要望について

令和5年2月2日

健康福祉局

川崎市の重度障害者医療費助成制度について

1 制度概要

重度障害者医療費助成制度は、市条例に基づき、重度障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって重度障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

- 【対象者】
- ①身体障害者手帳 1・2 級
 - ②療育手帳 A 1・A 2（知能指数35以下）
 - ③身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B 1（知能指数50以下）
 - ④精神障害者保健福祉手帳 1 級（通院のみ）

- 【助成内容】
- ・健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成（本人負担なし）
 - ・神奈川県内の医療機関を受診する場合は、対象者に交付している医療証により原則窓口負担が不要な現物給付

2 実施状況

年度	対象者数 (人)	医療助成費＋審査支払手数料（円）		
		決算額	県補助金	市負担額
平成29年度	19,184	3,013,180,206	600,035,000	2,413,145,206
平成30年度	19,262	3,122,431,077	588,366,000	2,534,065,077
令和元年度	19,389	3,177,717,301	565,995,000	2,611,722,301
令和2年度	19,552	2,997,321,310	511,080,000	2,486,241,310
令和3年度	19,580	3,101,825,162	512,628,000	2,589,197,162

※対象者数は、月末時点の対象者数の年度平均

3 医療費現物給付に係る国民健康保険の国庫負担額について

国民健康保険の国庫負担金については、国保の被保険者で、自治体独自の医療費助成制度対象者の窓口負担分を現物給付により助成した場合、国の考えにおいて、過剰なまたは安易な受診による医療費の波及増になるとの観点から、減額されている。

(円)

年度	調整前の給付額 (実際の給付費額) A	調整後の給付額 (負担対象の給付費額) B	減額された給付費額 C=A-B	減額された負担金額 (C×32%)
平成29年度	9,617,854,016	8,181,647,522	1,436,206,494	459,586,078
平成30年度	10,674,672,258	9,142,147,867	1,532,524,391	490,407,805
令和元年度	10,794,606,903	9,222,990,255	1,571,616,648	502,917,327
令和2年度	10,513,811,735	8,985,843,615	1,527,968,120	488,949,798
令和3年度	10,849,862,657	9,277,241,089	1,572,621,568	503,238,902

※重度障害者医療費助成の現物給付に係る減額分

国への要望について

障害者に対する医療費の公費負担制度の統合について

障害者にとって、医療費は生活の中で大きな負担となっていることから、各自治体では、その経済的負担の軽減を図るため、それぞれ独自の方式で医療費の公費負担を実施しており、結果として居住する地域によって受けるサービスに差異が生じている。

本来、国民の生命と健康を守る制度は、全国一律に実施されるべきものであり、現在自治体を実施している公費負担制度と国が実施している公費負担制度を統合し、国の責任において、障害者の医療費にかかる新たな公費負担制度を創設するよう要望する。

また、地方が独自に子どもの医療費を助成すると国民健康保険に対する公費が減額される調整措置について、平成 30 年度から未就学児への助成は減額調整措置の対象外とされたものの、同様の減額調整措置が障害者に対する自治体独自の医療費助成制度についても取られており、自治体にとって大きな財政負担となっている。国においては、障害者に関する減額調整措置についても、廃止するよう要望する。

（二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議「令和 4 年度 障害者福祉施策に関する要望書」（令和 4 年 6 月）から）